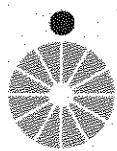


# 特別支援教育就学奨励費負担金等 に係る事務処理資料

平成29年7月

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

## 目 次

はじめに .....	1
I 交付の目的 .....	1
II 国の負担等 .....	1
III 負担事業等の内容 .....	2
1. 負担金等の対象となる経費 .....	2
国庫補助対象限度額等一覧 (負担金:特別支援学校分) .....	4
国庫補助対象限度額等一覧 (補助金:特別支援学校分) .....	8
国庫補助対象限度額等一覧 (補助金:小学校及び中学校分) .....	15
国庫補助対象限度額等一覧 (交付金:特別支援学校分) .....	16
国庫補助対象限度額等一覧 (交付金:小学校及び中学校分) .....	24
2. 対象となる経費の範囲及び算定等について .....	25
IV 対象となる児童等の支弁区分の決定等 .....	38
1. 支弁区分の決定 .....	38
2. 支弁区分の決定に必要な資料の提出 .....	38
3. 証明書の添付 .....	39
4. 収入額・需要額調書の作成要領等 .....	39
5. 収入額の算定及び需要額の測定方法 .....	40
6. 支弁区分の保護者等への通知 .....	41
需要額測定に用いる保護基準額等早見表 .....	42
V 保護者等に対する経費の支給方法等 .....	50
VI 負担金等の交付額の決定及び確定等 .....	51
1. 都道府県に係る負担金及び補助金について .....	51
2. 市町村に係る補助金について .....	52
3. 附属学校に係る交付金について .....	53
VII その他 .....	54
[附] 関係法令 .....	
○教育基本法 .....	64
○特別支援学校への就学奨励に関する法律 .....	64
○特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令 .....	65

○特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則	67
○学校教育法（抄）	68
○学校教育法施行令（抄）	68
○学校教育法施行規則（抄）	69
○地方税法（抄）	70
○所得税法（抄）	70
○生活保護法（抄）	77
○生活保護法による保護の基準（抄）	78
○身体障害者福祉法（抄）	79
○児童福祉法（抄）	79
○東日本旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則	80
○東日本旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則（抄）	85
○旅客営業規則（抄）	87
○旅客営業取扱基準規程（抄）	87
○旅行業法（抄）	88
○学校給食法（抄）	90
○学校給食法施行令（抄）	90
○特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（抄）	91
○特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律施行令（抄）	91
○学校保健安全法（抄）	92
○学校保健安全法施行令（抄）	92
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（抄）	93
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抄）	99
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令（抄）	106
[附] 関係通知	
○特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の 属する世帯の収入額及び需要額の算定要領について	107
[附] 交付要綱	
○特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱	113
○要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱	159
○特別支援教育就学奨励費交付金に係る交付の手続等について	214

#### IV 対象となる児童等の支弁区分の決定等

※地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人立の小学校及び中学校の通常学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に該当する児童等又は特別支援学級の児童等に係る分については、以下IV、V、VI章で記載する支弁区分の決定等の事務手続きについて、当該法人の設立団体が行うものとする。

##### 1. 支弁区分の決定

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会は、それぞれ次の区分により負担金及び補助金の対象となる児童等の支弁区分を令第2条及び算定要領により決定するものとする。

(1) 都道府県教育委員会 公・私・公立大学法人立の特別支援学校の児童等（都道府県が設置する中学校の通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に該当する生徒又は特別支援学級の生徒を含む）

(2) 市町村教育委員会 公私立の小学校若しくは中学校の通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒又は特別支援学級の児童生徒

また、交付金の対象となる附属特別支援学校の児童等、附属小学校又は中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒若しくは特別支援学級の児童生徒の支弁区分は文部科学大臣が決定するものとする。

##### 2. 支弁区分の決定に必要な資料の提出

(1) 都道府県教育委員会及び市町村教育委員会は、保護者等に対し負担金及び補助金の対象となる児童等を決定するために必要な保護者等の属する世帯の収入額及び需要額に関する資料（以下「収入額・需要額調書」（別紙様式4）という。）を校長を経由して、提出させるものとする。

また、附属特別支援学校の校長、学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒が就学する附属小学校若しくは中学校の校長又は特別支援学級を置く附属小学校若しくは中学校の校長（以下「附属学校長」という。）は、保護者等に対し収入額・需要額調書を提出させるものとする。

ただし、児童等の保護者等が次のいずれかに該当する場合は、収入額・需要額調書の提出をそれが確認できる書類に代えることができる。（該当者は、令第2条第3号の該当者として扱う。）

(ア) 世帯の収入額が令第2条第3号（収入額が需要額の2.5倍以上の場合）に該当すると自ら認め、負担金等の全部又は一部の給付を辞退する児童等の保護者等

（ただし、一部の給付を受ける場合にあっては、できる限り収入額・需要額調書を提出させるものとする。）

(イ) 「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、指定療育機関等に入所又は入院し、当該施設等において就学に係る措置費又は療育の給付を受けている児童等の保護者等  
（参考）

就学に係る措置費等を給付される児童福祉施設等

① 児童福祉法第27条関係（就学に係る措置費）

児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、里親等

② 児童福祉法第20条関係（療育の給付）

厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する指定療育機関

(2) 都道府県教育委員会及び附属特別支援学校の校長は、特別支援学校の児童等の保護者等が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である児童等の保護者等に該当する場合は、収入額・需要額調書のほか、それぞれを証明する書類（市町村、福祉事務所の長又は民生委員（以下「協力機関」という。）の証明）を提出させるものとする。

（該当者は令第2条第1号の該当者として扱うので、その運用に当たっては十分に留意すること。）

(3) 都道府県教育委員会及び附属特別支援学校の校長は、「(2)」の該当者として扱う場合は、次のこととに留意し、協力機関と十分連絡をとるものとする。

(ア) 要保護者について

生活保護法第6条第2項の要保護者とは、現に保護を受けている被保護者のほか、保護を受けていないが保護を必要とする状態にある者も含むものであり、被保護者の場合は福祉事務所又は市町村における保護金品支給台帳若しくはケース索引簿に登載され、また、保護を受けていない要保護者の場合は、民生委員の世帯票によって把握されているので、協力機関の協力を得ること。

(参考)

要保護者	現に保護を受けている者 (被保護者)	(生活・教育・住宅・医療・出産・生業・葬祭扶助のうちいづれかを受けている者)
	現に保護を受けていないが、保護を必要とする状態にある者	

(4) 都道府県教育委員会及び附属特別支援学校の校長は「(3)」により要保護者と扱った場合は、その状況を明らかにする書類を作成しておくものとする。

また、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の医療費の取扱い等関連事項に十分留意すること。

### 3. 証明書の添付

(1) 保護者等に対し、収入額・需要額調書を提出させる場合は収入に関する市町村の証明書を添付させること。

(2) 次に該当する保護者等から収入額・需要額調書の提出のある場合は、収入に関する市町村の証明書に併せ、それぞれ次に掲げる証明書を添付させること。

(ア) 児童福祉施設等（「2-(1)-(イ)-①」に定める施設等）に入所している児童等の保護者等  
就学に係る措置費を受けていない旨の施設の長等の証明書（措置されない経費名が記入されたもの。）

(イ) 指定療育機関（「2-(1)-(イ)-②」に入院している児童等の保護者等  
療育の給付を受けていない旨の機関の長等の証明書

(注) 「(ア)」及び「(イ)」に掲げる児童等の保護者に対しては、就学に係る措置費又は療育の給付によりすでに負担金等と同様の措置がなされているので、重複して負担等することをさけるため必ず証明書を添付させることとし、負担金等の対象となる経費のうち就学に係る措置費又は療育の給付により措置されない経費については、当該証明書により措置されていない旨を確認し、負担金等の対象とする。

なお、当該証明書が提出されない場合は、すべての経費について負担金等の対象としない。

### 4. 収入額・需要額調書の作成要領等

(1) 収入額・需要額調書は、同一生計世帯の世帯員全員の状況について作成すること。

(2) 収入額・需要額調書の作成の時期

収入額・需要額調書は毎年度これを作成し、次の「(3)-(ア)-④」の額が把握できる時期（おおむね6月）に速やかに行うこと。

(3) 収入額・需要額調書の作成は、次により行うこと。

(ア) 保護者等の行うべき事項

次の各号の事項について収入額・需要額調書に記載すること。

① 保護者等の氏名、住所、児童等の氏名、学校名及び学年（特別支援学級）等

② 前年 12月末日現在の世帯員全員の氏名、生年月日（満年齢）、学校に就学している者はその学校名、学年、特別支援学級への通学の有無等。

③ 特別支援学校（小学部・中学部）に就学している児童生徒又は小学校若しくは中学校に就学している児童生徒が前年度中（前年 4月 1日から 3月 31日まで）にその通学に要した交通費（付添いに要する経費は含まない）の額（年額）

④ 当該年度に納付すべき都道府県民税及び市町村民税の課税の基礎となった前年 1月から 12 月までの同一生計世帯の世帯員全員の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額

※総所得金額は、次の①と②の合計額である。

①利子所得額、配当所得額、不動産所得額、事業所得額、給与所得額、総合課税の短期譲渡所得額及び雑所得額（これらにつき損益通算後の金額）の合計額

②総合課税の長期譲渡所得額及び一時所得（これらにつき損益通算後の金額）の合計額の 2 分の 1 の額

⑤ 前記④の都道府県民税及び市町村民税の課税に当たって、所得控除された社会保険料、生命保険料及び地震保険料の額

(イ) 校長、市町村教育委員会又は都道府県教育委員会の行うべき事項

保護者等から提出された収入額・需要額調書の記載内容、証明書の添付等を確認するとともに収入額等の算定及び需要額の測定を行うこと。なお、保護者等の収入額に著しい減少が生じた場合や昨年 12 月末現在の世帯員に変更が生じた場合など、障害のある児童等の就学奨励のため、改めて支弁区分の決定を行うことが適当であると認められる事由がある場合においては、改めて収入額等の算定及び需要額の測定を行うことができる。

## 5. 収入額の算定及び需要額の測定方法

(1) 収入額の算定方法

収入額は、同一生計世帯ごとに、次の算式より算定する。

$$\text{収入額} = \frac{(A)-(B)}{12} - (C)$$

(注) (A) = 当該年度に納付すべき都道府県民税及び市町村民税の課税の基礎となった前年 1月から 12 月までの間の同一生計世帯の世帯員全員の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額（「4-(3)-(7)-④」を参照）

(B) = (A) の都道府県民税及び市町村民税の課税に当たって、所得控除された社会保険料、生命保険料及び地震保険料の合計額（「4-(3)-(7)-⑤」を参照）

(C) = 同一生計世帯で 2 人以上の児童等が特別支援学校、特別支援学級及び学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当し小学校又は中学校に通学している場合、当該通学者数から 1 を減じた数に「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）に示す「障害者加算」の加算額を乗じて得た額。なお、この額は、別頁の早見表により示すこととする。

(2) 需要額の測定方法

(ア) 需要額は、前年 12 月末日現在の同一生計世帯の世帯構成（住所、年齢等）に基づいて前年 12 月末日現在に適用されている保護基準に示す基準額を用いて測定するものとする（「(イ)-④」について除く。）。ただし、平成 25 年 8 月に実施された保護基準の見直しに伴い、本制度への影響が及ばないよう、平成 26 年度以降の取扱いについては、級地区分を定めている保護基準別表第 9 を除き、平成 24 年 12 月末日現在において適用されている保護基準を用いて測定するものとする。

(イ) 保護基準では、「世帯員数」、「年齢」、「世帯の住居による地域の級地区分」によってそれぞれ異なる基準額が示されており、また「生活扶助基準の基準生活費」の「第 1 類」及び「期末一時

扶助費」は個人ごとに、「第2類」は世帯ごとに、「教育扶助基準」は義務教育諸学校就学者（小学校、中学校又は特別支援学校の小学部、中学部に就学している者）ごとに、「住宅扶助基準」は世帯ごとに基準額がそれぞれ示されているので、その測定に当たっては特に留意すること。

(イ) 世帯の住居による地域の級地区分は、同一生計世帯の生活の本拠地となっている住所地によること。したがって世帯員が別々に居住している場合、児童等が寄宿舎等に入舎している場合であっても、この地域の級地区分は、その世帯の生活の本拠地である住所地の地域の級地区分1種となること。

(ロ) 需要額は、次の各号の額の合計額とする。

① 生活扶助基準の第1類、第2類及び期末一時扶助費の表に示す額

ただし、第2類中「地区別冬季加算額」については12分の5、「期末一時扶助費」については12分の1をそれぞれ乗じて得た額

② 教育扶助基準の表中「基準額」に示す額

③ 住宅扶助基準の基準額の表中「家賃、間代、地代等の額」に示す額

④ 特別支援学校（小学部、中学部）に就学している児童生徒又は小学校若しくは中学校に就学している児童生徒が前年度中（前年4月1日から3月31日まで）に、その通学に要した交通費（付添いのための交通費は含まない）の額（年額）に12分の1を乗じて得た額

⑤ 教育扶助基準の表中「学校給食費」に示す額

## 6. 支弁区分の保護者等への通知

都道府県教育委員会、市町村教育委員会及び文部科学大臣は支弁区分を決定した場合は、校長を通じて速やかに保護者等に通知するものとする。

## 7. その他

弱視、難聴、言語障害等の児童又は生徒で、学校教育法施行規則第140条の規定により、障害に応じた特別の指導を受けている者について、その通学に係る特別に要する交通費を通学に要する交通費として補助の対象とする場合においても、この取扱いによるものとする。